

令和3年12月14日

長崎県北部海区漁業調整委員会事務局
(県北振興局水産課内)
直通電話 0956-25-5902
担当者 細見 塩田

長崎県北部海区漁業調整委員会指示の発出について(お知らせ)

このことについて、下記のとおり指示しましたので、お知らせします。

記

令和3年長崎県北部海区漁業調整委員会指示第1号

長崎県北部海区におけるイカナゴ(カナギ)まき餌釣漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和3年12月14日

長崎県北部海区漁業調整委員会会長 山中 兵恵

1 制限区域

(1) 次の区域においてはイカナゴ(カナギ)まき餌釣漁業を行ってはならない。

ただし、共同漁業権北共第53号、同第54号、同第55号及び同第56号の区域(壱岐市名島地先、上イズミ、下イズミ地先及び七里ヶ曾根下の瀬地先)を除く。

ア 佐世保市高後崎から以北の佐世保市、平戸市、松浦市、長崎県北松浦郡及び壱岐市における共同漁業権の区域並びに各共同漁業権の外郭から沖出し2,000メートルの線により囲まれた区域

イ 共同漁業権北共第35号(佐世保市宇久町地先)、同第37号、同第41号及び同第42号(小値賀町地先)の外郭から2,000メートルの線と、佐世保市宇久町火焚崎西端から270度の線とによって囲まれた区域

ウ 共同漁業権北共第34号(平戸市生月町地先)、同第30号(平戸市獅子町別当曾根地先)、同第28号(平戸市堤町地先)、同第27号(平戸市津吉町地先)及び同第26号(平戸市早福町上阿値賀島地先)の外郭から沖出し2,000メートルの線と、平戸市生月町壱部テイ崎西端と、平戸市早福町上阿値賀島西端とを結ぶ線とによって囲まれた区域

(2) 次の区域においては、イカナゴ(カナギ)まき餌釣漁業のうちカカリ釣り(碇止め漁法)を行ってはならない。

ア 共同漁業権北共第43号(壱岐市勝本町地先)、同第50号(壱岐市郷ノ浦町地先)の外郭から沖出し2,000メートルの線と、同じく5,000メートルの線、並びに壱岐市郷ノ浦町萩崎西端から270度の線及び壱岐市勝本町、芦辺町の境界点(和合の浜)から0度の線によって囲まれた区域

イ 共同漁業権北共第36号(佐世保市宇久町黒母瀬)、同第35号(佐世保市宇久町地先)の外郭から沖出し2,000メートルの線と、同じく5,000メートルの線、及び佐世保市宇久町五島崎西端から272度の線と同市同町火焚崎西端から270度の線並びに共同漁業権北共第42号(小値賀町地先)の外郭から沖出し2,000メートルの線と佐世保市宇久町黒母瀬の中心点と平戸市早福町上阿値賀島南端を結んだ線によって囲まれた区域

2 制限期間 令和4年1月1日から令和6年12月31日まで